

産業医の活動状況に関するアンケート調査結果について

宮崎産業保健推進センター（所長 小岩屋 靖）では、本年7月に産業医の活動状況に係るアンケート調査を実施し、その結果を取りまとめました（調査表・結果は別紙のとおり）。その概要は、以下のとおりであった、

1 調査について

当センターの機関紙等の送付（送付数；458 事業場）時に「メンタルヘルス対策に関するアンケート調査票」を同封したところ、98 事業場から回答があった。労働者数別では、100 人以上が 52 事業場、50 人～99 人が 27 事業場、49 人以下が 19 事業場であった。

2 産業医の選任状況について

（1）労働者 50 人以上の事業場について

労働者 50 人以上の事業場については、法令において産業医の選任が義務付けられているが、選任率は 99%であった。

（2）労働者 49 人以下の事業場について

労働者 49 人以下の事業場については、法令において産業医の選任は義務付けられていないが、産業医を選任している事業場が 74%であった。

3 衛生委員会等の実施状況について

（1）労働者 50 人以上の事業場について

労働者 50 人以上の事業場については、法令において衛生委員会の設置及び毎月の開催が義務付けられているが、設置率は 92%であり、委員会を設置している事業場のうち、毎月実施している事業場の割合は 81%であった。また、設置しているが全く実施していない事業場は 3 事業場、年 1 回の開催が 6 事業場であった。

（2）労働者 49 人以下の事業場について

労働者 49 人以下の事業場については、法令において衛生委員会の設置は義務付けられていないが、68%の事業場で設置されていた。委員会を設置している事業場のうち、毎月実施している事業場は 92%であった。

4 衛生委員会への産業医の出席状況について

（1）労働者 50 人以上の事業場について

労働者 50 人以上の事業場については、法令において衛生委員会の委員として産業医を選任する必要がある。

衛生委員会を設置している事業場のうち、産業医が毎月出席している事業場の割合は、33%であり、全く出席していない事業場の割合は 51%であった。

産業医が衛生委員会に毎月出席していない理由は、出席を依頼していないとするものが 65%であった。

（2）労働者 49 人以下の事業場について

労働者 49 人以下の事業場については、法令において衛生委員会の設置は義務付けられていないが、衛生委員会を設置している事業場のうち、産業医が毎月出席している事業場の割合は、38%であり、全く出席していない事業場の割合は 38%であった。

産業医が衛生委員会に毎月出席していない理由は、出席を依頼していないとするもの

が 50%であった。

5 産業医の職場巡視について

(1) 労働者 50 人以上の事業場について

労働者 50 人以上の事業場については、法令において産業医の月 1 回の職場巡視が定められている。

産業医を選任している事業場のうち、産業医が毎月職場巡視を行っている事業場は 36%であり、全く巡視を行っていない事業場は 38%であった。

産業医が職場巡視を毎月行っていない理由は、巡視を依頼していないとするものが 60%であった。

(2) 労働者 49 人以下の事業場について

労働者 49 人以下の事業場については、法令において産業医の選任は定められていないが、産業医を選任している事業場のうち、産業医が毎月職場巡視を行っている事業場は 32%であった。

6 一般健康診断の実施状況について

一般健康診断は、全ての事業場で実施されており、そのうち、産業医所属の医療機関で行われているものが 39%で最も多かった。

7 一般健康診断結果に対する産業医のアドバイスの有無について

一般健康診断を実施している事業場のうち、その結果を産業医に見せてアドバイスを受けている事業場は 80%であった。